

令和4年(ネ)第287号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 岐阜県

被控訴人 [redacted] 外3名

控 訴 理 由 書

令和4年4月27日

名古屋高等裁判所 民事第2部De係 御中

控訴人 岐阜県 訴訟代理人

弁護士 端元 博

弁護士 伊藤 公良

弁護士 池田 智

〒 500-8804 岐阜市京町2丁目2番地 端元ビル2F

端元博保法律事務所(送達場所)

控訴理由は下記のとおりである。

なお、略語の表記については、本控訴理由書で新たに定義するもののほか、原判決の例による。

第1 原判決が本件情報提供を「国家賠償法上違法」とした判断が誤りであること

原判決において、本件議事録について、できる限り正確に作成されたものと認められ、信用できるとした上で、岐阜県大垣警察署(以下「大

垣畧」という。)が、シーテック社に対し、原告らの情報を提供する必要性があったとは認めがたい状況であったにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的、意図的に提供したものとし、かかる情報提供は正当な理由に基づくものであるとはいえないとして、本件情報提供を「国家賠償法上違法」とした判断は誤りである。

1 本件情報提供の必要性

(1) 原判決における判断の誤り

既主張のとおり、警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」と規定し、犯罪の予防をはじめ公共の安全と秩序の維持を警察の責務としている。

このような同条の趣旨に鑑み、警察は、管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的として、関係機関等と必要な範囲で意見交換を行い、情報収集活動を行うことがある。

ところで、この情報収集活動には、関係機関等との意見交換が含まれ、当該意見交換には、必要な範囲での情報提供が含まれる。原判決は、事実の摘示を伴わない意見であっても、「一定の事実を評価した結果の発言である」という理由で、情報に含ましめている(判決書26ページ上から19行目)ので、個人に関する意見交換は必然的に情報提供かつ情報収集を意味することになる。そこで、原判決のいうところの「情報収集」には、必要な範囲での「情報提供」が含まれ得る。しかし、原判決においては、警察の情報収集の必要性は認める一方で、情報提供の必要性のみ認め難いとしている。原判決が、事実の摘示を伴わない発言をも情報交換であるとする以上、情報提供と情報収集は半ば不可分一体といえ、一方の必要性を認め

て他方の必要性を認めないことは矛盾している。

また、その前提として、原判決には、情報収集について、仮に原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性がないとはいえない、として、抽象的な危険性を認めている（判決書37ページ上から22行目）一方で、情報提供については、原告らの活動により公共の安全と秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえない、としており（判決書31ページ上から22行目）、本件情報提供の必要性に係る原告らの活動により公共の安全と秩序の維持に危害が及ぼされる危険性の判断にも矛盾が認められる。

(2) 原判決にいうところの「情報提供」を含む情報収集活動の必要性

警察においては、様々な違法行為やトラブルの防止の観点から、治安情勢を的確に分析・把握するとともに、公共の安全の維持を図るための各種対策を講じているところである。本件情報交換当時の平成25年及び同26年の警備情勢を分析した警察庁資料においては、原子力政策をめぐる運動、反戦・反基地運動、反グローバルイズム等の社会運動、過激な環境保護団体による妨害活動等の大衆運動の状況について、違法行為やトラブルを防止し、公共の安全の維持を図る観点からその動向の分析が行われている（乙4及び乙5）。

また、本件情報交換当時及びそれ以降では、大衆運動において、大衆団体等による組織的な運動のほか、幅広い層の市民がツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（通称SNS）による呼びかけに呼応して参加する状況が認められるところ、これらSNSによる呼びかけは短時間で容易に多数の者に伝達されるという特性により、時として主催者等の予想や許容の範囲をはるかに超

える参会者が集まり、大規模かつ無秩序な大衆運動が展開される危険性を秘めているのである（乙6）。

このような状況において、風力発電等の事業に反対する運動に大規模な大衆運動を行う団体等が介入することで、反対運動の拡大へと発展し、ひいては、運動の拡大により近隣住民等とのトラブルに発展するおそれがあるなど、これらの可能性、危険性等を見極め、また、管内の治安情勢を的確に把握・分析し、公共の安全と秩序の維持を図るために意見交換を行うこともあり得るのであって、前述したとおり、情報収集活動には必要な範囲での情報提供が含まれることに鑑みれば、本件情報提供が警察法2条1項に規定する警察の責務を果たすために行われたものであり、その必要性も十分に認められることは明らかである。

(3) 原判決にいうところの「情報提供」を含む情報収集活動の方法及び態様

大垣署がシーテック社との間で行った情報収集活動の詳細は、公共の安全と秩序の維持に重大な影響が生じるおそれがあることから認否しないが、その方法及び態様は、特定の相手との間における口頭によるやり取りのみであり、他者の介在もなかった。これらのやり取りは、一般人が立ち入ることができない警察署において、大衆運動によりトラブルの当事者となる可能性があったシーテック社以外の者に公にされたり、容易に知られたりするような前提で行われたものではない。

また、訴外シーテック社も、本件議事録を内部文書として、社内に限られた人物のみがこれを閲覧できる状態として、秘密を保持してきたと述べている（玉田証人調書13ページ上から23行目）。

したがって、当該情報収集活動の方法及び態様は、相当な方法及

び態様で行われたものである。

2 プライバシー情報としての法的保護該当性

憲法13条を根拠として法的保護の対象となるプライバシー情報の該当性は、個別の個人に関する情報に関し、私事性、秘匿性及び非公知性の観点から検討されるべきである（昭和39年9月28日東京地裁判決）が、原判決においては、これらの検討がなされることなく、一律に、「本件情報提供で提供されたこれらの情報は、いずれも（略）原告ら個人に関するプライバシー情報であると認められる」としている（判決書27ページ上から20行目）。

(1) 発言者の評価は事実としての個人情報ではないこと

原判決では、「気配がある」「懸念している」「思う」という発言も、プライバシー権で守られるべき個人情報であると認定し、その理由を、一定の事実を評価した結果の発言だからとする（判決書26ページ15行から22行）。しかし、評価は、事実ではなく、評価者の思考から生まれた評価者自身の意見である。そこで、その意見である評価が、評価対象者の評判を悪くするなどの場合には、名誉棄損という不法行為を発生させる余地はあるとしても、評価は、事実としての個人の情報そのものではないので、プライバシー権による保護の対象外である。

(2) 議事録記載の各情報はプライバシー情報として法的保護に値しないこと

本件議事録の信用性については別途争うが、原判決においては、本件議事録中の被控訴人三輪、被控訴人松島及び被控訴人近藤の過去の市民運動に関する情報並びに被控訴人船田の病状に係る情報について、それぞれ、被控訴人らがこれらの情報を第三者に了知されることを当然の前提としているとまでは推認することができないと

して、これらの情報を被控訴人らのプライバシー情報として法的保護に値するとしているが、以下のとおり、これらの情報はプライバシー情報には該当せず、原判決の判断には誤りがある。

控訴人船田は、自らツイッターによる情報発信をしているところ、これらの自己発信情報については、以下のとおり、「秘匿性」がなく「公知性」が存することは明らかである。

前述のとおり判例は、プライバシー情報を「私事性、秘匿性、非公知性」の観点から検討するとしているところ、原判決では、何故か「非公知性」を排除しており、その上で、被控訴人船田のツイッターの発信につき、「直ちに広く第三者に了知されるわけでない（判決書33ページ、上から13行目まで）」と認定する。しかし、ツイッター社がインターネット上に公開している見解（乙7）によると、ツイッターの目的は、公共の場における会話に寄与することであり、全てのユーザーが自由に、安心して公共の会話に参加できるよう、ルールを設けているものである。ツイッターを利用することで、基本的に誰でも検索し、閲覧することが可能であり、また、閲覧者が、自身が応答するのみならず、広く第三者に拡散することも可能である。広く知ってもらいたいのが故に発信するものとも言える。そこで、ツイッター発信は、広く第三者に了知される可能性が極めて高いのであり、公知性が存すると認められる。

平成28年2月2日仙台高裁の情報保全隊に係る監視活動停止等請求控訴事件判決においても、プライバシー及び自己情報コントロール権について、「一般的に言えば、自らが公開の場所で行った活動、それ自体の情報については秘匿性に乏しく、第三者にみだりに取得、開示、公表されたくないとの期待は当然に保護されるべきものとは考え難く、特別の事情のない限りプライバシーに係る情報として法

的保護の対象とはならないというべきである」としているとおり、本件議事録中の被控訴人三輪、被控訴人松島及び被控訴人近藤の過去の市民運動に関する情報は、まさに「一般に自ら公開の場所で行った活動」に該当し、法的保護の対象とならないことは明白である。

(3) その他の本件議事録記載の情報について

原判決も、「確かに、プライバシー情報であっても、その者が自ら公開し、第三者に了知されることを当然の前提とすると合理的に解釈することができる場合には、かかる情報は秘匿性に乏しく、第三者にみだりに提供されたくないとの期待を有しているとは考え難い。」と判示した上で、別紙3のI cに係る情報以外は、被告側の立証が不十分であると判示する（判決書33ページ上から19行目）。そこで、訴訟代理人においてインターネット検索等の方法により収集が可能であった以下の立証を補充する。

ア 別紙3のI f、同I 1につき、

- (ア) インターネット上の市民団体の広報に、被控訴人松島がゴルフ場開発に反対する記事を投稿している（乙8）。この書証は、本件情報交換当時はもちろん、現在でも、インターネット上において閲覧が可能である「くらし・しぜん・いのち県民ネットワーク」のホームページ中に存在する、「くらし・しぜん・いのち県民ネットワーク ニュース12号（平成11年12月1日付）」の記事である。

このように、この情報は、被控訴人松島自身がインターネットに発信しており、同人がゴルフ場建設反対運動に関与していることにつき、秘匿性はなく、公知性も十分存することは明らかである。

- (イ) なお、被控訴人三輪につき、被控訴人近藤及び、被控訴人船田

の供述から、被控訴人三輪が、徳山ダム建設反対や上石津ゴルフ場建設反対の運動に参加していたことは明らかとなっており、上述のとおり、上記運動に参加していたことが明らかである以上、この事実は公知性が存し、秘匿性はなく、具体的な書証は不要となる。

(ウ) 同様に、上述のとおり、徳山ダム建設反対運動は訴訟となっており、その訴訟を岐阜コラボ法律事務所の前身である西濃法律事務所が代理人として行っていたことも公知性が存し、秘匿性などない。

イ 別紙3のI mないし同I oにつき、

(ア) I mにつき、被控訴人近藤は、「徳山ダム建設中止を求める会事務局長ブログ」というブログを発信している(乙9)。この書証は、本件情報交換当時はもちろん、現在でも、インターネットにおいて、「徳山ダム建設中止を求める会事務局長ブログ」で閲覧できる。このブログは、少なくとも平成20年ころには開始されている。これにより、被控訴人近藤が、徳山ダム反対運動を行っていること、その動機が自然破壊に反対だからであることを自らブログで発信しているのであるから、公知性が存し、秘匿性などないことは明らかである。

また、乙9は、別紙3のIV oについて、公知性があり、秘匿性がないことの書証でもある。

(イ) I nにつき、

a 現在も、インターネット上には、毎日新聞に掲載された記事を誰かが再掲載した文章(乙10)が表示され、この記事には、同人の経歴等が詳細に記されている。

そして、記事の内容も、本人の体験を本人が語ったもので

あり、被控訴人近藤が、新聞記事になることを知悉して、これらの情報を自ら発信し、現に記事として掲載されたものであるから、公知性が存し、秘匿性などないことは、明らかである。

b 2008年6月13日の産経新聞の記事が、乙11であり、これにも、被控訴人近藤が自らの体験を語った内容が掲載されている。また、雑誌「AERA」の記事(乙12)にも、取材時と思われる本人の近影と、本人の体験を本人が語った内容が掲載されているほか、ここには、「三度の飯より市民運動が好き」と記載されている。なお、これは2020年の記事であるが、これにより、被控訴人近藤が継続的に同様の情報発信を行っていることを示すものであると言える。

(ウ) I oにつき、被控訴人近藤と、岐阜コラボの提携に関しては、上述のとおり徳山ダム反対訴訟の原告と代理人であり、公知性が存し、秘匿性はない。また「大々的な市民運動へと展開」は、上述のとおり、意見であり、事実としての個人情報ではないほか、両者の関係を知るものであれば、協同して反対運動を展開することを推測することは容易である。

ウ 別紙3のII 1は、上記(1)のとおり、個人情報ではなく、プライバシー権侵害を構成しない。

エ 別紙3のIII mは誰のことを述べているかすら不明であり、上記(2)のとおり、個人情報ではなく、誰かのプライバシーを侵害したなどとは評価できない。

オ 別紙3のIII nは、上記(1)のとおり、意見に過ぎず、個人情報ではない。

カ 別紙3のIII oにつき、

(ア) インターネットで検索すると、平成18年11月19日の記

事を閲覧できる(乙13)。その記事に、「船田伸子さん(西濃法律事務所・事務局長)」と記載されている。この記事は、寺院が、行っている活動を広報するために発信しているものであるが、被控訴人船田の身分は、本人に聞かなければ不明であるほか、本人に対して事前に発信することを確認することは必須であることから、この発信を被控訴人船田が承諾していることは優に認められ、自己発信と同様であり、公知性が存し、秘匿性がないことは、明らかである。

(イ) また、インターネット上では、「しんぶん赤旗」の平成17年1月6日の記事が閲覧できる(乙14)。その記事に「船田さんは、西濃法律事務所に十五年間勤め、いまは事務局長」と掲載されている。機関紙の記事になることを前提に取材に対応しているのであるから、被控訴人船田が、記事になることを知悉して、これらの情報を自ら発信し、現に記事として掲載されたものであることは優に認められるから、公知性が存し、秘匿性がないことは明らかである。

(ロ) そして、「そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」は、上記(1)のとおり、個人情報ではない。

キ 別紙3のⅢpにつき、被控訴人船田によると、入院の事実はないということ(本人調書2ページ上から26行目)からすれば、入院の部分は事実でない情報であるから、被控訴人船田の個人情報ではない。また、「気を病んで」の意味が具体的ではなく、事実としての特定ができていないが、仮に、病気についての情報とするなら、被控訴人船田自身が発信したツイッター(乙1の2、乙1の3)により、公知性が存し、秘匿性などないことは明らかである。

ク 別紙3のIV m、同 nにつき、

(ア) 別紙3のIV mの「岐阜コラボ」が本年5月3日（憲法記念日）に主催する「西濃憲法集会」につき、甲1の28、29ページの資料を、訴外シーテック社が平成26年6月30日付で、ぎふコラボのホームページから取得している。また、甲1の29ページの資料には裏面が存在し（乙15）、その最下部には、被控訴人近藤が西濃憲法集会への協賛を呼び掛けている記載がある。そこで、この情報は、平成26年6月30日には発信され続けていたことから、公知性が存し、秘匿性がないことは明らかである。

(イ) そして、「一息ついた」、「本腰を入れそうである。」は、(1) のとおり個人情報ではない。

(ウ) 別紙3 IV nの「西濃憲法集会では、原子力反対と戦争反対を唱えている。」についても、甲1の28、29ページの資料を、訴外シーテック社が平成26年6月30日付で、ぎふコラボのホームページから取得していることから、この情報が平成26年6月30日には発信され続けていたことは明らかである。そこには、講師が原発を含めた原子力行政に反対している活動を行っていることが記載され、主催名が、「戦争反対」を意味する「平和」と冠されており、公知性が存し、秘匿性がないことは明らかである。

ケ 別紙3のIV pにつき、

(ア) 伊賀の歯医者「武田恵世」につき、同人に関する情報は被控訴人近藤の個人情報ではない。

(イ) 「知り合い、原子力発電反対でも、武田とつながっている。」につき、被控訴人近藤は、「武田恵世さんとの関係とかっていう

のは、私は本当に川上ダムに反対してる人として、関西の方のダムのメーリングリストで何回かお名前を拝見しただけなのに、なぜか知り合いであるとかって言われてた」と述べており（本人調書5ページ上から5行目）、被控訴人近藤は、武田恵世と知り合い、つながってなどいないことを証言している。被控訴人近藤が武田恵世と知り合い、つながってなどいないのであれば、当該部分は事実でない情報であるから、被控訴人近藤の個人情報ではない。

コ 別紙3のIV qにつき、「ではないか。」と述べており、意見であることは明白であり、(1)のとおり、個人情報ではない。

サ 別紙3のIV rにつき、誰に関する話かも不明であるし、文脈から被控訴人近藤のことだとしても、抽象的にとどまり、具体的な事実ではない。そこで、これも被控訴人近藤の個人情報ではなく、結局、単なる発言者の「懸念」という意見に過ぎない。

(4) 以上のとおり、本件議事録に記載された情報は、いずれもプライバシー情報として法的保護に値しないことは明らかである。

3 本件議事録の信用性

原判決は、「あえて虚偽を記載する必要がない」、「メモした内容を元に素案を作成した」等の理由で、議事録記載の情報の提供が警察官からあった、と認定する（判決書24ページ上から19行目以下）。

しかし、原判決の「事実と大幅に異なるような変更が加えられたとは考え難い」（判決書25ページ上から12行目）から、「本件議事録は、正確性、信憑性を欠くものとは言えず」というのは、論理の飛躍がある。大幅でなくても事実と異なる変更が加えられれば、正確性、信憑性には疑いが生じる。実際、加藤・玉田証人とも、警察官面談前から予備知識を有していたことを認め（加藤証人調書30ページ上から

ら10行目)、面談後、議事録を作成する前にインターネットで検索していたと述べており(玉田証人調書17ページ上から7行目)、議事録には、作成以前または作成時に、シーテック社が収集・検索した結果が含まれる可能性は十分存する。

本件議事録の内容について、決裁権者の立場となる加藤証人は、作成者が脚色をつけて議事録が作成されている可能性があるとして供述しており(加藤証人調書23ページ上から18行目)、作成者である玉田証人は、あくまでも記憶の範囲内で走り書き程度でしかメモしていなかったと供述しており(玉田証人調書16ページ上から26行目)、メモの記載が正確とはいえない。

また、メモの書き方も、玉田は、自分が受け取った「雰囲気」や「印象」によりメモしたと述べており、メモする際に、同人の認識が入っていると述べている。

議事録の作成経緯についても、会社の方針を議事録に反映させるため、上司の決裁段階で表現が修正されると供述している。

議事録の作成にあたり、玉田は、「うちの社内的なまとめ」であり「議事録自体が全部1から10まで大垣警察署で話したことを全部書いたわけじゃなし」「今後どうやって進めたいかっていう私どもの意向も含めて議事録として作ってある。」(玉田証人調書25ページ上から23行目)と、シーテック社側の事情を取り入れて作成されたものであることを認めている。

これらを踏まえると、ここにいう議事録は、「議事録」という名称ではあるものの、内容は聴取報告書のたぐいであり、国会議事録や訴訟における速記録のような性質ではない。すなわち、相手方である大垣署が本件議事録の内容を確認してもいないことに鑑みても、当事者の発言にまで正確性があるとはとても評価できない。

また、上記のとおり、大垣署とシーテック社との間の意見交換は、あくまでも口頭で、一般に、第三者に公にされない前提で行われたものであるにもかかわらず、別紙3Ⅰ～Ⅳが何者かによって公にされた経緯を踏まえれば、その経緯において変更が加えられた可能性もある。

したがって、別紙3Ⅰにおいて、「警」と記載され、あたかも警察官の発言のように記載されている内容や、別紙3Ⅱ及びⅢにおいて「警察からの情報」として警察から提供されたかのように記載されている内容が、具体的に警察から提供された情報か否かには強い疑義が存するという外ない。

加えて、上述のとおり、議事録記載の内容は、現時点においても、誰でもインターネットで検索し取得できる内容があり、当時はより多くの情報が存在したと予想されるので、提供されたとする情報は警察しか知りえないわけではなく、シーテック社が調べた情報を警察から提供されたと記載した可能性も否定できない。

以上のとおり、本件議事録の信用性を認めた上、原判決の判断は誤っているという外ない。

第2 原判決における原告らの損害に係る判断が不当であること

1 損害発生的前提とされる大垣署の行為について

原判決は、本件の損害を、被控訴人らの精神的損害とするが、被控訴人らに精神的損害が生じ得るのは、被控訴人らが本件情報交換を知悉することによるものである。これに関し、上記のとおり、大垣署は、シーテック社と意見交換を行ったのみである。

また、訴外シーテック社も、本件議事録を内部文書として、社内に限られた人物のみがこれを閲覧できる状態として、秘密を保持してきたと述べている（玉田証人調書13ページ上から23行目）。

仮に、大垣署が訴外シーテック社と意見交換を行った時の発言を、

情報提供行為と評価するとしても、当該提供行為は、一般人が立ち入ることができない警察署において行われたものであり、大衆運動によりトラブルの当事者となる可能性のある訴外シーテック社以外の者（被控訴人ら及び一般の者を含む。）に対して公にされたり、容易に知られたりする状況及び意図で行われたものではない。また、意見交換の時の大垣署の発言が本件議事録の発言のとおりと評価されたとしても、第1の2で述べたとおり、プライバシー情報として法的保護に値しないものであり、かかる情報が何らかのプロセスによって本件議事録として公となったことから、大垣署がプライバシー情報を暴露したとは言えない。

2 損害は生じていないと認められること

被控訴人らは、本件訴訟に関連し、自ら積極的に新聞社等の取材に対応するなど、自らのプライバシー情報をより積極的に発信しているなど、具体的な損害等が生じたとは認められない。

新聞などの公刊物や本人がツイッターで公開している情報は、プライバシー情報としての要保護性がなく、この種の情報を提供することで法的保護に値する精神的損害が生じることなどあり得ない。原判決のように精神的損害を認定した場合、新聞などの公刊物や、本人がツイッターで公開している情報について会話をすることが、すべてプライバシー情報を侵害したことになり、表現の自由が否定されるに等しく、明らかに不当である。

また、原判決は、損害の発生を行為時とするが、被控訴人らは、行為時、行為を知らなかったのであるから、精神的損害が行為時点では発生するはずがないのであり、その意味でも、原判決は誤っている。

第3 原判決の審理が弁論主義に違反していること

1 被控訴人らの訴訟上の実質的争点は、「情報の収集」にあり、現実に

被控訴人らの主張のほとんどが「収集」に向けられており、控訴人の防御も「収集」に関するものであった。被控訴人らは、提訴以降、「収集が違法だから、違法に集められた情報の提供も当然違法である。」との主張を固持してきており、「収集は適法でも、個別に提供は違法となる」という予備的な主張は一切行っていない。

そこで、少なくとも原判決は、被控訴人らに対し、仮に収集が適法であっても、提供違法を単独で主張するか確認する必要があるか、または、控訴人に対して、裁判所は、被控訴人らが提供違法を単独でも主張していると認識しているので対応されたい、と訴訟指揮を行う必要があったのである。

しかし、これを行わないまま、原判決が「収集」と「提供」を切り離して「提供」を違法としたのは、控訴人にとっては真に不意打ちであり、弁論主義に深刻に違反する。

2 そもそも「提供」については、全くと言ってよいほど審理されていない。

(1) 例えば、被控訴人船田の個人情報とされていた、入院したという議事録記載の情報は、同人の証言で、そのような事実はなかったとされた。

しかしながら、被控訴人らは、入院したという事実が被控訴人船田の個人情報ではないという認識があるにもかかわらず、訴訟中、被控訴人船田の個人情報と言いつけてきた。

また、原審裁判所も、尋問後は、入院という事実は被控訴人船田の個人情報ではない可能性が高いことを知悉したのであるから、この主張を維持するか、釈明する必要が存したのに、漫然とこれを行っていない。そもそも間違った情報はプライバシー権で守られるべき個人情報ではなく、誤った事実の告知はプライバシー権の侵害と

はならないのである。

- (2) 議事録作成者（証人玉田）の尋問後、議事録の作成経緯やその作成目的が明らかとなり、議事録の記載が、作成者やその所属の意向により変形している可能性が極めて高いことが明らかとなった後も、原審裁判所は、プライバシー権で守られるべき事実であるとする個人情報の正確性に関し釈明を何ら行っていない。
 - (3) 判決文の構成も、あれだけ審理を行った「収集」を後回しにし、「提供」において相当分量を費やしているが、この分量に見合う争点論争は、訴訟において何らされておらず、判決の内容も、具体的論争を経ていないことから抽象的なものにとどまっている。
- 3 また、損害についても、争点論争をしていない。

控訴人はその発生を明確に否認しているのに、原判決は、まったく理由がないまま、被控訴人の請求額の半額とのみ判示している。それぞれ事実が異なるのに、何ゆえ一律半額とされるのか、全く検討されていない。

第4 結語

このように、原判決の判断には、看過できない誤りが存し、また、原判決が求めた証拠を追完し得たのであるから、原判決は破棄され、被控訴人らの請求はいずれも棄却されるべきである。